

## 住宅用火災警報器を設置した世帯に補助金を交付します

消防法が改正され、既存の住宅およびアパート等に住宅用火災警報器の設置が義務付けされました。設置期限は、平成23年5月31日までとなっており、設置場所は、寝室と階段（寝室がある階の最上部）等となります。鬼北町では、住宅用火災警報器の設置を推進するために、住宅用火災警報器設置にかかる経費に対し、**補助金を交付**することとしました。補助の内容は次のとおりです。

- ①補助金交付の開始は、**平成21年9月頃**を予定しています。  
\* 補助金交付の開始については、あらためて広報等でお知らせします。
- ②補助金は、鬼北町に住所を有し、居住している世帯を対象とします。
- ③補助金額は、**1世帯5千円**を上限とします。
- ④補助対象となる住宅用火災警報器は**1台**とし、(※1) 指定登録店で購入し、指定登録店が設置したものに限ります。
- ⑤住宅用火災警報器は、指定登録店に直接注文することとなります。  
\* 指定登録店は、決定後回覧等でお知らせします。
- ⑥補助金の交付に係る事務は、指定登録店が代行することとなります。
- ⑦補助金は、住宅用火災警報器を設置した**指定登録店に支払**います。
- ⑧その他、詳細については鬼北町住宅用火災警報器設置補助金交付要綱に基づきます。  
※1 指定登録店とは、町が指定登録店登録済証を交付している事業者のことです。

## 指定登録店を募集します 指定登録店となる主な要件は次のとおりです。

- ①町内に店舗を有し、住宅用火災警報器を取り扱う販売店であること。
- ②事業主が町内に住所を有していること。
- ③指定登録店登録申請書により町長に登録の申請をし、指定登録店登録済証の交付を受けること。
- ④補助金の交付を受けようとする世帯の交付手続きの代行を、適正かつ迅速に処理することができること。
- ⑤設置した警報器の取扱説明、故障時の対応等アフターサービスに万全を期すことができること。
- ⑥その他、詳細については鬼北町住宅用火災警報器設置補助金交付要綱の要件を満たすこと。

申請・問い合わせ先 総務課地域安全係(内線235)



平野文雄さん  
(父野川下)

7月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの町の相談パートナーです。暮らしの中でのお悩みや心配ごと、困りごとのある方は、ぜひお近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容は固く守られます。相談を希望される方は、お近くの法務局または町へお問い合わせください。

## 人権擁護委員の 委嘱について

(町民課・内線213)